

明治後期の森田製糸工場における労働事情

——職工調査表にみる実態——

小作 寿郎

一 はじめに

熊川村（現福生市）七二四番地に、明治十一（一八七八）年四月森田浪吉によって創立の森田製糸工場は、この地方屈指のものであった。森田家の製糸業に関する資料は豊富に市史編さん室に保管されているが、その中から明治後期の森田製糸工場の労働事情をみて行くこととする。明治時代の労働事情を示す貴重な資料といえるものである。

これについては、すでに『みずくらいど』四号（一九八七年）に新井勝紘氏が史料紹介の中で「森田家文書をめぐって」と題し、森田製糸、工女、浩一日記の要点をとりあげている。私のこの稿はそれを受けてのものである。

明治政府は明治十五（一八八二）年農商務省工務局に調査課を設け、労役法および工場法の調査を開始している。

日本の資本主義化の進行にともなう労働者のみじめな状況

を調べ、特に女工の体力の低下は、母体を害し将来の労働者全体の健康にかかわるものとして工場法制定を政府に考えさせしめた。

もとよりその裏には広くみれば軍事力の充実など政治的な判断があつたことである。即ち労働者の置かれた悪条件は産業上、国防上、決してよい結果をもたらすものでないことを世に知らしめることとしたのであった。

森田家文書として保存されている資料に、明治二七（一八九四）年四月三〇日調の「職工調査表」がある。どの機関が調査したものか、提出先などは不明であるが、調査の目的は、「製造所又ハ工場ニ使役スル職工ノ實際ノ状態ヲ知悉スルニ在リ」としているので強力な調査権力をもたねばできぬ調査内容でもある。従つて工場法制定の準備のための工務局調査課による資料と推定されよう。もう一部は大正十二年度に内務省社会局名での調査表があるが、これ

は極めて簡略化されてしまっている。前者は一、四表と記入上の注意を含め四枚、それに報告のための下書が十一枚といふかなり詳細にわたるものである。

職工調査はその後、明治三六（一九〇三）年「職工事情」として全五巻にまとめられ出版された。しかし工場法制定は明治四四（一九一一）年三月のことで、いかに資本家側からの抵抗が強かったかを想像させられる。しかも労働者全般の保護というより、とりわけ女子や年少労働者の保護に限定され、保護をうたいながらも事実上は適用除外となつて実効をともなわなかつたのであつた。

今や一九六〇年代から始まつたという週休二日制も大企業、公共機関などを中心に定着化してきており、夏季の長期休暇も普及してきている。憲法に規定されている基本的人権の尊重、労働基準法、その他の社会保障関係法の整備など労働条件の向上は当時のものと全く比較にはならない。

二 森田製糸工場の労働事情とその考察

第一表は職工の年齢別、男女別、身分の別、土着出稼の別、教育の有無、居住の別、雇方の区別、など。第二表は業別職工の賃金、一日一人当りの最高最低額。第三表では一日の労働時間、休息時間、一年中の休日、現在職工の勤続年数、などの調査であり、さらに第四表では役員や雑員

の数などを報告するようになっていた。そして、このほかに「左ノ各項ニ関スル詳細ノ記事ヲ別紙トシ本表ニ添ヘテ差出スヲ要ス」とあり、実に二四項目に及ぶこまかな内容のものである。

一応調査項目の要点を列挙し、それに多少の考察を加えてみよう。

(1) 製品の種類、名称 これは蚕糸の機械製糸である。

(2) 機関 水力を以つて運転とあり、水車の力で製糸機械を動かしていたことになる。勿論水力導入以前は人力である。玉川上水からの分水は明治十九（一八八六）年十月には始まり、二三年一月に完成したもので、熊川村の村民一同が規定を作り共有としていた。その間に六ヶ所の水車場が設けられ、その一つが七百二十三番地、即ち森田製糸工場の水車場であった。水車場の水輪際へ水溜箱を置き、水車が回転することにより水が汲上げられる装置になっていた。井戸水も大量に使われたであろうが、この玉川上水の水も動力用と同時に製糸にも利用されたものと思われる（熊川村引取玉川上水分水規定書・森田美芳家文書）。このように動力は水車に頼つたが、蒸気機関はあつてもまだ煮繭用ボイラーであつたという。水車による運転はいつごろまで続いたものか定かではない。

但し大正二年末の西多摩郡役所編「西多摩郡第一回郡勢

「一班」によると、森田製糸場には汽機（蒸気機関）が二つで十六馬力、水力二馬力となっているので、もはや動力は蒸気機関に変わっていったことがわかる。

福生市の幸楽園の西側から取入れられた玉川上水の分水路は今も断続的に旧片倉工場付近に遺構となっている。

福生村には明治十八（一八八五）年三月創業の笹本八太郎による笹本製糸場、工員一四一人、汽機一つ、六馬力があった。熊川村では本稿でとり上げる森田浪吉の森田製糸場を筆頭にして、森田治の山八製糸場、創業明治二三（一八九〇）年三月、工員一二〇人、汽機二つ、八馬力、水力三五馬力。また森田周蔵の谷製糸場は明治二三年五月創業で五二人の工員、汽機一つ、五馬力がそれぞれ生糸製造業を営んでいた。大正二年では、山八製糸のみ動力の主力が三五馬力の水車であったことになる。

『福生町誌』（一七五頁）には「明治二三年に熊川村においては、製糸業者が一軒だったものが同二七年には八軒に増加している」とあるが、明治二二年とすべきである。

明治二七（一八九四）年に八軒あったものが、大正二（一九一三）年の郡役所統計には三軒のみとなっているのは小規模工場は計上しなかったものか、製糸業をやめてしまったかのどちらかであろう。

(4) 職工の執る各種の業名

この項目には、(一)撰繭掛(係) (二)製糸掛、(三)揚糸掛、(四)括糸掛、(五)機缶掛の区分があった。

(5) 職工の賃銭前借返済方法

職工は甲種（年雇・年季）、乙種（月雇）の二種があり、甲種にはすべて前貸が制度化されていた。年季中事故なく退場する場合には貸金は勿論、伝習料を徴収し、もし弁済できない時は裁判にかけるといふ。しかしまだ創設以来法廷に出訴したのは一、二件で年季中事故なく退場するのは殆んど稀であると調査に答えている。ここで事故なくとは理由なくということであろう。そうでないと、つじつまが合わない。乙種には一切前貸はしないが特例も認めていたようである。明治二七年度のこの工場調査表に添付した契約書の写しには前貸のことは入っていないが、明治四一年のものには成文化されている。即ち

「給料ノ前借トシテ今回金參拾円也借用仕候処確實也、然ル上ハ貴所ノ御家則ヲ遵守シ品行相慎ミ専ラ業務ニ勉励可仕候又後來都合上本人ヨリ借用申出候節ハ貴所ノ御見込ヲ以テ適宜御貸与被下度此金ハ約定年限中給料ヲ以テ御計算被下候尤モ不足相生ジ候節ハ現金ヲ以テ直チニ返金仕テ貴所へ御損耗相掛申間敷候事」と契約している。

なお明治四一（一九〇八）年の契約書は数十通も資料として森田家文書のうちにあり、『みずぐらいど』四号に新

井氏が紹介しているので参照していただきたい。

次に**6番目の項目**では、工場内に貯金又は積立金の制度の存否を聞いている。森田製糸工場にはなかった。しかし明治・大正期の工場においては、女工の逃亡や、他の工場への転動を防ぐため、賃金から強制的に差引いて貯金させられ、通帳は工場側で保管するという例が少なくなかったといわれている。森田製糸工場では前貸に中心がおかれ、貯金の余裕などあまりなかったのではあるまいか。明治二七年代には、まだこの地方にはほとんど金融機関などなかった。それも社内貯金制度のなかった理由の一つかも知れないと思う。

田村半十郎や高崎治平等の苦心によって創立された福生信用組合は、全国的には農村の金融機関としては早い時期にあたるが、それでも明治三十一年（一八九八）のことであった。福生郵便局も明治四四（一九一一）年である。だから**(7)**職工中個人で金融機関へ貯金する者も、**(8)**保険会社へ掛金する者もなかったと報告されるのも当然であった。現在の社会の労働条件とは雲泥の差がすべての面に見られるわけである。

(9) 職工中病氣、負傷、変死者の救助法に対する質問には、職工中病者ある時はその食料は無代とし、たとえその病氣

が一ヶ月以上になっても徴収しない。但し医薬料および手当は工場より支給するというきまりになっていた。

(10) 最近一ヶ年間の職工欠勤日数などでは、一年間の就業総日数を三二二日とし、一日平均三人半ずつとなり、創業以来、負傷者、変死者はなしとしている。職工間で多い病氣は胃病で、幼年工はいつも注意を加えているが食べ過ぎに原因があるとの回答である。

果して食べ過ぎる程十分に食べさせてもらえたものなのか。『女工哀史』（細井和喜藏著・大正十四年七月出版）には食事時間が短かく、完全に咀嚼（くもぐ）できない。食後の休憩時間の不足、調理法の不完全などが胃腸病の多い原因であるとしているが、この方が正しい指摘であろう。

森田工場での食事のメニューは不明であるし、大勢で一度に食べる場合、または冬期など温い食事がとれたのかどうかなどが思いやられる。

丁度明治期にあてはまる適当な資料はまだ見付からないが、大正七年度の森田家の雑貨帳に、三月六日、白米四斗入、十六俵、一七七円六〇銭。七日、台湾米六斗入、七俵、一〇五円。七日、白米七俵、七七円七〇銭。など主食購入の記録がある。三月は合計七三俵、九一七円八三銭であった。四月は七九俵で一〇九六円余となっており、毎月六十七十俵もの米が購入されている。野州米、東京白米、朝鮮

米また、洋米と読める米や、支那米も加わる。教俵だが年の暮にはモチ米、モチ粟も入る。いつごろから女工達の主食が米飯となったのかは定かでないが、米の飯が食えることは、当時として、相当女工募集の上で魅力的なものであったに違いない。米の飯などどんな大きな農家でさえ、あまり口にするとはなく、せいぜい盆と正月ぐらいのものでされていたのが一般的な食生活であったのである。

また、塩も時々五十俵ぐらいずつ購入の記録が見えるが、おそらく漬物用（副食）に使われたものではあるまいか。

(11) 衛生上の注意事項では、新鮮な食料で消化しやすいもの、被服は常に洗濯させ、寄宿舎は清潔にし、病室は別にし、注意に注意を払っていると答えている。

(12) 男女幼工に対し特に普通教育を授けることありや。その方法、結果という項目には、女工に対しては毎夜就業後、習字及び算術を志望者に限り教えているという。その結果は大いに効果をあらわし、未だ一文字も知らなかった者が文字を解するに至るまでになり、目下競って修学中であると報告している。後にも見るように、一日の労働時間は普通で十四時間、最長十五時間となっている。これだけ働いて疲れた後、本当に勉強できたかどうか疑わしい。午前六時から就業し十四時間働くこと午後八時になってしまう。

教育の有無の調査項目をみると、小学校卒二十一入、小學校も出ていない者一八八入、それ以外の者八十入、計二八九人である。それ以外の者とは普通の筆算を弁ずるに当らない者というが、実際どのような者であったのだろうか。当時の貧しい家庭における、特に女子に対する教育のあり方がよくわかると思う。明治中期には「未だ一文字も知らざる者」が多く働いていたのである。「あゝ野麦峠」や「おしん」をテレビなどで見た人は多いと思うが、あれと全く同じような状態であったわけである。学校へ行くより、家計を助けるために、働くことを余儀なくさせられていたのであった。

明治三三年（一九〇〇）に小学校令が改正されて尋常小學校は義務教育四年制となった。さらに義務教育が六年制になったのは明治四一（一九〇八）年のことなのである。だからその頃には手紙も書けぬ女工がたくさんいたのである。

(13) 最近一ヶ年間の執業総日数は三一二日。

(14) 徹夜業はなかった。

(15) 臨時延長時間に対する賃銭手当割増の歩合

甲種（年季）職工には相当の手当を出す、乙種職工は

製造糸量の多寡によって賃金を支払うしくみなので、延長時間はあってもそのための割増金はなかったという。

(16) 職工の風俗、習慣、品行の概略と品行取締方法

風習は質朴実直で、給料など甲乙種とも全額父母に渡し
ており、契約年限中みだりに退場するようなことはない。
またきびしく取締っているので、品行は極めてよいとして
いる。前にあげた契約書を見ればわかるように、前借の上
契約違反は厳しい条件で追求される内容であったから、途
中退場もなし得ず、給料を全額父母に渡すというのも当然
のことと思われる。契約違反のないよう親や保証人からく
れぐれも言いふくめられていたことであろう。

(17) 工場内における職工の賞罰の有無

- 罰則としては、①譴責 ②使役（不潔な場所の清掃）
③放逐（契約証通り賃金は勿論違納金、伝習料を徴収し
解雇する）
賞与としては、
① 勉励賞 業務に勉励する者に与える
② 皆勤賞 一日も欠勤しなかった者に月毎に与える
③ 半期賞 一年を二期にわけ半期毎に与える
④ 一年賞 一年を平均によく勤務した者に与える
⑤ 永勤賞 五年以上、七年以上、十年以上に区別し永続

勤務者に特別に与える

これらは明治二十（一八八七）年より実施しているが、
目下罰則に当る者は少なく、賞与に預る者が多いとしてい
る。

森田製糸工場における契約期間の長さは普通は三年で、
最長は五年であったが、次表を見るとそれ以上の多年勤続
者も少なくないことがわかる。

職工の勤続年数

計	通 勤		寄 宿 舎		
	女	男	女	男	
31	0	0	29	2	半年以上
33	0	0	32	1	" 一年
62	0	0	61	1	" 二年
96	0	2	90	4	" 三年
61	0	3	53	5	" 五年
6	0	0	6	0	" 十年
289	0	5	271	13	計

土着、出稼の区別

計	土 着 の 者		男	女	計
	他府県 の者	土着 の者			
18	4	14			
271	128	143			
289	132	157			

二八九人中、通勤している者は男工の五人のみである。
女子二七一人は全員寄宿舎に入っていた。時期的にはずれ

るが、大正十五年度の土着の者に当る東京府出身者一三八人中、檜原村の五十一人が一つの村ではずば抜けて多い。

他は一町村で十人を超えるのはほんの僅かである。県外では山梨県が多い。六時頃には就業とみられるので、とうてい通勤は無理なことであつたわけである。

さきの(16)の項目で見ると、品行取締方法にきびしく取締っているとある。寄宿舎住いは取締りには好都合であつたはずで、起床、就寝、欠勤防止、他工場からの引抜きや、はては逃亡の防止にも便利であつたに違いない。

(18) 職工の雇入れ、解雇の手續

契約者の手續を履行することで、満期解雇の時は職工の成績により金円又は上等の衣類が支給されたという。

(5)の項目のところでは契約書について触れたが、明治二七年度のもの全文あげてみよう。

甲種(年雇又ハ半年季)工女入場之証

府県 郡 村 番地

何某 女

何某

一給金〇〇円

年 月 日生

右者製糸術研究志願ノ為メ前記給金ヲ以テ貴場へ雇入相願
当明治〇〇年ヨリ来明治〇〇年迄満〇年間勤務可致契約相
結ビ申候処確實也然ル上ハ総テソノ規則ソノ指揮ニ相従ヒ

業務ニ従事可致ク万一年季中違約又ハ不都合相生シソノ段
申受ケ節ハソノ給金ハ勿論依習料金〇円食料等一切ソノ計
算致徴収ノ上解雇相成ル共決シテ異論無之ク若シ其ノ際本
人誓約ノ義務相果シ兼候節ハ証人引受直ニソノ返済可申決
シテ貴場へ対シソノ損耗相掛中間敷ク為後日仍而証書如件

年 月 日

右 何某

右父兄 何某

右保証人何某

森田製糸場御中

乙種(日給・即月雇)工女入場之証についても契約文面
はほとんど同じであつた。なお資料として保管されている
数百通にも及ぶ契約書のすべて、自分で書いたと思われる
ものはなく、達筆な書記によって書かれている。

森田製糸工場の工女取締規則

第一章の服務規程は七条から成っており、毎年二月開場、
十二月閉場する。休業定日は毎月一回、但し臨時休業も
ある。就業時間は普通十四時間、最長十五時間とする。
食事や休憩時間は日の長短により伸縮するので、その都
度場内に掲示をする。就業中はみだりに席を離れたり、
猥褻わいせつ、雑談等を堅く禁ずる。工場内では放歌、たばこ、
飲食などを禁ずる、工女の等級は毎月その勤務の状況を
調査の上定めることなどであつた。

現羽村町に昭和六（一九三一）年創設された組合製糸工場「西玉社」はこの森田製糸場の調査年代からすれば、三七年間ものずれがあるが、ここでもまだ労働時間は午前六時から午後六時までの十二時間であった。しかも起床のサイレンは午前四時三〇分に鳴ったのである。九時と三時に十五分間、昼休みは一時間、機械を停止しての休憩があった。年間ほぼ二七〇日間操業し、第一、第三日曜と祭日は休みで、一年契約であり、毎年三月十日頃から十二月二十日頃まで働いたという。正月、二月は休みだが、この期間には女工の募集期間でもあった。

森田製糸場では、喫飯時間三回で四十五分、休息时间三回で四十五分、夏季は正午一時間休憩とある。喫飯時間と休息時間は別々にとれたものであるうか。疑問である。西玉社の場合、休憩時間は午前・午後各一回、十五分ずつしかとれていない。休日の前などは煮繭を完全に残さないようにするためかえって忙しかったものと聞き書きされている（『羽村郷土研究会報』）。

『女工哀史』によれば、明治十年頃から日清戦争（明治二七～八年）頃まで、全国の紡績工場のほとんどが十二時間、職布工では十四時間であった。しかも実際に休憩できたのは男子工か、糸ひき台をもたぬ見廻工ぐらいのもので、台の掃除や片づけ、トイレなどで休憩時間はたちまちつぶれてしまったらしい。多分これが普通であろう。

日本の労働時間は明治初年より三十年代まで延長期であった（『日本の賃金、労働時間』・山本潔著）。それによれば、製糸業では明治三十四年度で最長十五時間、最短八時間、中位十一時間三〇分。それが明治四十二年度では最長十四時間三〇分、最短九時間、中位十三時間であるとしている。

製糸工場は灯火を用いない昼間労働が中心で、例外的に五、六月頃原料繭の乾燥期のみ男工が行った程度という。だから夏季は長時間労働となり、次第に灯火をつけてもやるようになっていったのである（『現代の労働問題』小島健司著）。労働時間の短縮が大幅になされるのは、明治末期から大正期にかけて、日本資本主義の発展、独占企業の発展期でもある。

第二章 給料

第八条に升挽工女（月雇）は糸量百匁につき一等三五銭、二等三〇銭、三等二五銭、四等二〇銭、五等一五銭、六等一〇銭とある。月雇揚場の工女は勤務成績によっていた。

工女は年季、年雇、月雇の三種で、月雇工女は日給を支給。

年季工女には給料のほか衣食住を供する。夏単物二枚、袷一枚、及び帯、その他小物一切を支給。食料は全員無料。賃金支払日は毎月末で、男子工もこれに準ずる、として

職種別一人一日の賃金(女工)

製糸業月雇	最高				最低			
	23銭	17	14	20	16銭	12	11	15
揚糸掛月雇	14	15	14	20	15	12	11	15
〃 年雇	14	15	14	20	15	12	11	15
〃 年季	14	15	14	20	15	12	11	15
撰掛	20	14	15	20	15	11	12	15
括糸掛	60	20	14	15	50	15	11	12

いる。

一日十四〜五時間も働き、月雇の者には時間延長の割増賃金もなく能率給であり、一等三五銭から六等一〇銭まで、この賃金が当を得ていたものかはよく判らない。その当時は月給制はほとんどなかったし、関西紡績十六工場の調査で、女工の日給は二〇〜三〇銭未満四四・一％、一五〜二〇銭未満二七・四％、一〇〜一五銭未満一四・六％。これだけで八六・一％となっているので我が国の平均的な賃金であったものと思われる。能率を上げれば賃金がふえるわけだから、少しでもふやそうと無理をする。疲れても、体調が悪くても我慢して働いたに違いない。その上、「糸の質、糸目のほか、光沢、強度などについても標準を設け、減点したり、出勤日数や勤続年数の多少、日常の勤務ぶり、

品行など極めて複雑であり、監督(見番)のさじかげんで等級が左右されたので、監督の気に入られるようにした。」という(『現代の労働問題』前掲書)。

おそらく森田製糸工場においてもこれに近いものがあつたのではあるまいか。第八条、升挽工女の給料は、職種別賃金をみると、一〜三等に当る者がいない。要するに実状はより低い賃金であったことなるう。

第三章 賞与

第十条で次に該当する者は褒賞及び賞金を授与された。

- (1)業務上便利な発明者、
 - (2)後進の指導がよかつた者、
 - (3)ながく奨励の者、
 - (4)一ヶ月、半期、一ヶ年皆勤者
- 第十一条では、五、七、十年と区切り永勤賞が出されたが前にも記した。

第四章 罰則

第十二条に次のような者は減金、放逐、過怠金、所払いにするとして規定している。

- (1)上役の指揮に違背した者、
- (2)故意に悪糸を製造した者、
- (3)不正の所業ある者、
- (4)不業状または怠惰の者、
- (5)仮病をよそおい欠勤の者、
- (6)懲戒、説諭などの処分を受けてもなお改めない者

このうち重いものは放免と過怠金を同時に付加するとし

た。

第五章 手当

第十四条では病氣の手当に關すること、第十五条では業務上の負傷者の処置、死者へは埋葬料や遺族への手当が給与されることになっていた。

最後の章は雜則で

第十六条として年季年雇月雇工女に係わらず食料はすべて無料であること。第十七条では虚病を使って欠勤した時は食料費を徴収することもあり得ること。第十八条での規則是当場の都合で更正加除がある、と規定されている。

三 おわりに

戦後生まれの労働基準法で規定された週四十八時間労働は、一九八八年改正施行まで四十年以上もかかった。それも週四十八時間から段階的に完全週休二日制を前提とした週四十時間にするために、現行の四十六時間を一九九一年四月から四十四時間に短縮するよう政令改正案を中央労働基準審議会に諮問した（一九九〇年十月五日）。労働省は週四十時間への移行を九二年度中には実現したいという。人手不足が深刻化する中で、大企業は人材確保のため、休日をふやし、労働時間を短くすることで企業のイメージを高め、質のよい労働力を確保しようとしている。一方全国

の病院に勤める看護婦さん達は、人手不足から月に平均して九日以上も夜勤をしなくてはならないという。また、レジャー産業などの発展で若い労働力の深夜勤務も増加の傾向にある。こうした状況の中では中小企業に働く者の労働条件はなかなか改善がなされにくい。労働時間短縮の問題は深刻な中小企業問題でもある。

今回の労働基準法改正案の主な内容は、一九八八年四月から続いてきた週四十六時間制を四十四時間にするが、運輸交通業の全部と、従業員三百人以下の建設業や、百人以下の製造業などについては二年間の適用延期となる。また、従業員十人未満の接客娯楽業や映画演劇に關する業種は今まで通り週四十八時間のままである。この週四十四時間の法定労働時間の違反者には十万円以下の罰金または六ヶ月以下の懲役刑も科せられるというもので、中央労働基準審議会の答申も予想通り諮問の線に沿ったものであった（十二月七日）。

わが国の現行労働時間は、先進国の中では年間二千百時間と極端に長い。労働条件の改善は世界的な観点からも考えねばならぬ問題である。政令改正で週四十四時間制を適用となっても、その労働者数は一五八二万人。適用猶予の業種、企業の労働者はこれを上まわる二一六四万人である（一九九〇年十二月八日 朝日新聞）。いづれにしても四十四時間制が適用されぬ方が圧倒的に多いし、適用されるの

は大手中心の事業場九パーセント足らず、労働者数でも三六パーセント余りにすぎないのだという（同・十二月十三日）。

森田家の資料をもとに、明治期の労働事情をみてきたが、こうした労働条件が日本の資本主義を発展させる支えとなっていたことを思い知るべきである。

（おどく・じゅうろう 福生市近代調査員 羽村町在住）